

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>三 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(一) 道の新型コロナウイルス感染症対応検証について</p> <p>2 休校について</p> <p>国に先んじて一斉休校を要請したことについてですが、感染対策としてどういう効果があったのか、客観的根拠とともに明らかにしてください。休校の影響について、児童・生徒や保護者の意見を十分に聞くべきではなかったではありませんか。</p> <p>全道一律の休校・休業要請について影響は甚大でした。休業要請について5月16日から段階的に解除しましたが、そもそも他県の何倍もの面積を有する本道においては、最初から一律の措置を求めること自体が、不適切だったではありませんか。見解を伺います。</p> <p>4 保健所・医療等の体制について</p> <p>(1) 保健所の体制について</p> <p>1997年に、45カ所から26カ所に減らされています。医師・保健師の人的体制を含め弱体化させてきたことは、感染症対策を弱めてきたことになるのではありませんか。</p> <p>今後、充実強化へと転じるべきではありませんか、伺います。</p> <p>再(1)</p> <p>PCR等の検査の手配をやったのは保健所です。その保健所が19カ所も減っております。</p> <p>また、保健所と衛生研究所の職員数は、2005年度から今年までの15年間で、1,364人から1,134人へと230人も減らしています。</p> <p>2010年の政府の『新型インフルエンザ対策総括会議報告書』は、「保健所や地方衛生研究所などの人員体制の大幅な強化をもとめる」と提言していますが、本道では、「人員体制の大幅な強化」をし</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、学校の一斉休業についてでございますが、政府の専門会議の分析・提言では、学校の一斉休業については、北海道において、他の取組と相まって、全体として一定の効果が現れていると考えられるが、学校の一斉休業だけを取り出し、「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難とされたほか、先日実施した市町村等に対するアンケートや有識者会議におきましては、休業要請の判断については、概ね妥当とされる一方、決定のプロセスや情報伝達、影響への対応などの改善点について指摘されたところでございます。</p> <p>今後、仮に、臨時休業が長期化する場合におきましても、道教委と連携し、定期的な家庭訪問や電話相談、スクールカウンセラーの活用などの取組を通じまして、一人ひとりの声や思いに丁寧に対応していくとともに、検証の中間とりまとめに掲げた取組を着実に推進し、児童生徒や保護者に寄り添った対応に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>道では、平成9年の地域保健法の全面施行に伴いまして、住民に身近で頻度の高い保健サービスは市町村が、専門的、広域的対応が必要なものは都道府県が担うという法の趣旨を踏まえまして、平成10年に道立保健所を45ヶ所から26ヶ所に再編したところでございます。</p> <p>感染症対策におきましては、感染拡大の防止はもとより、道民の皆様方の不安解消を図る上でも、各保健所の体制の充実に取り組むことが重要でありますことから、今年度より、9カ所の保健所におきまして、健康危機管理を担当する保健師を専任化したほか、今般の新型コロナウイルス感染症対策における即応体制の構築の中で、本庁や振興局からの職員派遣による応援体制の整備や、患者搬送車等の増車による機動性の確保、一部業務の外部委託に加えまして、保健所機能を補完・支援する本庁の強化として、対策本部指揮室を設置するなどして、重層的に、その体制強化を図っているところございまして、今後とも、地域の感染症危機管理拠点としての保健所の機能の充実に取り組んでまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>道ではこれまで、その時々々の社会情勢の変化に伴い、保健医療福祉行政に求められる役割に迅速かつ的確に対応しうる体制を整備するため、限られた人員や財源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的な組織体制の構築を図るなかで、保健所の機能や組織体制についても、不断に見直しを進めてきているところであります。</p> <p>道としては今後とも、道民の皆様方の生命と健康を守るため、社会情勢の変化はもとより新型コロナウ</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>てこなかったではありませんか。 その責任の所在について、明確にお答え願います。</p> <p>再々ー(1) 国の「新型インフルエンザ総括の報告書」では保健所の「人員体制の強化」と書かれていることについて質問しました。急場しのぎの業務委託等で十分感染症対策が進むはずはありません。 これまで保健所の数も人員も削減されてきたことは、国が「行財政改革」、リストラ路線を進めるといふ流れの中でと考えています。知事の認識はいかがですか。伺います。</p> <p>(2)医療の体制について 医療機関においては、地方を含め、病床、医師、看護師等を確保することが感染症対策上、重要であり、病床削減を進める地域医療構想は問題ではありませんか、伺います。</p> <p>再ー(2) 感染症対策では、公立・公的病院が重要な役割を担っていることが改めて明らかとなりました。公立・公的病院の役割を再評価する必要があるのではないですか。地域医療構想では、感染症対策を含めて検討する必要があると考えますが、いかがですか。</p> <p>(二)今後のコロナ対応等について 3 PCR検査体制強化について クラスターに対し幅広く検査をしておりますが不十分です。感染震源地を特定し、その地域の住民、事業所に勤務する従業者を網羅的にPCR検査すべきですが、いかがですか。 医療機関、介護・福祉施設、幼稚園・保育所・学校の職員等については、定期的な検査が必要だと考えますが、いかがですか。 2, 620件の検査体制を目指すと言われておりますが、想定以上の感染拡大もみすえ、体制強化を図るお考えはあるのか、併せて伺います。</p> <p>4 医療機関への更なる支援について 北海道医療労働組合連合会などの調査によると、道内の619医療機関の約6割がコロナの影響で6月外来収入が前年比減となったことが判明しました。国の支援を要請するとともに、道としての医療機関への減収補填・経営支援を行うべきではありませんか、知事の見解を伺います。</p>	<p>ウイルス感染症に代表されるような喫緊の課題にも、迅速かつ確に対応することができるよう地域保健の拠点としての保健所機能の充実に、鋭意取り組んでまいります。</p> <p>【知事】 道では、これまでその時々々の社会情勢の変化に伴い、保健所の機能や組織体制についても、不断に見直しを進めてきているところであり、今後とも、道民の皆様の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症のような喫緊の課題等にも、迅速かつ確に対応することが重要と認識をしていることから、引き続き、地域保健の拠点としての保健所機能の充実に取り組んでまいります。</p> <p>【知事】 地域医療構想についてであります。地域医療構想は、人口構造や医療ニーズの変化を見据え、持続可能で効率的な医療提供体制の構築を目指すものであり、圏域ごとに設置する地域医療構想調整会議において、急性期機能の集約化や病院の再編などの「重点課題」を設定し、議論を進めているところであります。 こうした中、国では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について議論を開始しており、道としては、国における議論等を注視しつつ、今後も地域の実情を十分に勘案しながら、圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立って、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>【知事】 地域医療構想についてであります。公立・公的医療機関は、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に際し、各地で感染症患者に対応していただいております。道では、重要な役割を果たしていると考えております。 道では、再検証の対象医療機関に関わらず、地域において具体的な議論を進めてきたところであり、今後とも国の議論を注視しつつ、感染症対策を含め、地域の実情を十分に勘案し、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部長】 道では、医療機関や高齢者施設等において、集団感染が疑われるような事案が発生した場合には、検査対象を広げ、PCR検査を実施してきたところでございますが、今般、国から検査の対象拡大に向けた方針が示されたところでございます。 道といたしましては、重症化のリスクの高い方が多い医療機関や高齢者施設等は、積極的な検査が必要と考えてございまして、今後、関係団体や保健所設置市と協議を進め、その対象範囲を見直すとともに、医療機関等へ働きかけなどを行い、PCR検査等の体制強化を図ってまいります。</p> <p>【知事】 医療機関への支援についてであります。新型コロナウイルス感染症への感染の懸念等により、医療機関の受診を控える傾向がみられることから、現在、国では、新聞、インターネットによる政府広報やホームページなどにより、必要な受診を呼びかけるとともに、道でも、市町村と連携して受診の促進に努</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>5 慰労金の支給について 患者と接する医療従事者や介護士など、慰労金の対象となっている職種がある一方、児童福祉や薬剤師などから支給の要望が出されていますが、知事はどのような職種に対する慰労金の支給拡大が必要と考え、どう行動するのか伺います。</p>	<p>めているところであります。 また、道では、緊急包括支援交付金を活用し、医療機器等の整備や院内感染防止対策の強化に向けて医療機関の支援を実施しておりますが、国では、今後、地域の医療提供体制を維持・確保する取組を進めるとしていることから、道としても、これらの動向を把握し、医療機関の更なる支援に向けて、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>【保健福祉部長】 次に、慰労金の支給についてでございますが、国においては、医療従事者や介護・障害福祉職員の方々に対し、その業務は重症化リスクの高い者との接触を伴うサービスであり、継続して提供することが求められる中、施設等での集団感染の発生も見られ、心身に負担がかかっていることから、慰労金を給付する事業を実施しているところでございます。 道といたしましては、現在、国の支給対象の職種となつてはございませんが、医療や介護に従事されている方々と同様に、感染リスクのある中で、多大な負担感やストレスを抱えながら、業務に従事いただいております「保育士」をはじめとする児童福祉施設等の職員につきましても、国の責任において、全国一律で慰労金を給付するよう、要請しているところでございます。</p>